

1 昭和36年2月（策定）

- 中枢神経系及び循環器疾患（脳卒中、急性心臓死等）の業務上外認定基準を策定
- ・業務における異常な出来事を評価

2 昭和62年10月（改定）

※新たな医学的知見に基づく見直し

- ・異常な出来事に加えて、短期間（発症前1週間）の過重業務を評価
- ・対象疾患の特定
脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、一次性心停止、狭心症、心筋梗塞症、解離性大動脈瘤

3 平成7年2月（改定）

※新たな医学的知見に基づく見直し

- ・日常業務に比較して、特に過重な業務を評価
- ・発症前1週間より前の業務について、当該業務も含めて総合的に判断
- ・基礎疾患を有する者に対する考え方を追加

4 平成8年1月（改定）

※新たな医学的知見に基づく見直し

- ・対象疾患の追加
不整脈による突然死等

5 平成13年12月（改定）

※最高裁判決を契機として医学的知見を収集した上で見直し

- ・長期間（発症前おおむね6ヶ月）の過重業務を評価
- ・対象疾患をICD-10に準拠した疾患名に整理
脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む）、解離性大動脈瘤
- ・労働時間以外の業務における負荷要因を明確化
不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い勤務、交替制勤務・深夜勤務 など